

經濟論叢

第七十三卷 第五號

- 信用貨幣と統制……………中 谷 實 (1)
- 19世紀以前の英國海上保險……………谷 山 新 良 (19)
- 後入先出法の展開と原理論よりの乖離…高 寺 貞 雄 (40)
- 英國に於ける石炭業國有化政策に
關する一考察……………中 村 忠 一 (57)
-

[昭和二十九年五月]

京都大學經濟學會

一九世紀以前の英國海上保險

谷 山 新 良

序

エリザベス女王の保險法、An Acte Concerninge Matters of Assurances amongst Merchantes. (43. Elizabeth. c. 12. A. D. 1601) は、たゞに英國最初の保險法として重要な意義をもつばかりでなく、それはまた、イギリスが保險事業を外國商人の手から奪取した後に制定された法律として劃期的なものである。エドワード懺悔王 (1064-1066) このかた、英國海上保險引受事業も、他の商業部門と同じく、ひとえに外國商人、即ちハンザ同盟商人やイタリア商人の獨占するところであつた。

英國で、はじめて、海上保險事業を營んだのは、ハンザの商人達である。ステイルヤード (Stal-yard) の壁深く、修道院的生活を營んでいたこのハンザ商人は、保險事業においてもまた極端なる祕密主義をとつていた。ために、彼等がいかなるプリンシプルに據り、いかなるシステムを以て保險の引受に従つていたかは、今日、明らかでない。しかるに、ロンバート街に住むイタリア商人は、これに反して、全く開放的であつた。彼等は、すでに、ヴェニス・ピサ・フロレンス・ゼノア及びバルセロナで、古くから商人の間におこなわれていた海上保險を英國に導入し、

經營し、普及させていた。^註 イギリスの發達、殊に地理的發見にもなう、十六・七世紀における・世界的規模における、商業の爆發的擴大は、保險の發達を著しく促進した。冒險的であり投機的であればあるほど、それだけに安んずる性が希求され、ために保險がますます必要となつてきたからである。

イギリスの經濟が發達するにつれて、英國商人の擡頭著しく、つれて、外國商人の支配に服することを屑しとせず、一六世紀には、すでに、經濟的獨立を勝ち取るべく、屢々外商の追放を試みた。W・セシル卿(Sir William Cecil)やT・グレンヤム卿(Sir Thomas Cressant)が執つた一連の政策は、こうした英國經濟の意欲を忠實に反映したものに他ならない。幾多の迂餘曲折を経て、それは遂に極點に達し、一五九七年、ハンザ商人追放令となる。これは、最終的且つ決定的措置であつた。¹⁾ 勿論、こうした措置をとり得て、しかもみごとに成果を収めることができた所以は、イギリスが、時すでに外商の仲介援助を必要としない段階に達しており、英國經濟の發展にとり、それはむしろ束縛となつていたからである。百年前であれば、こうした企ては、おそらく失敗に終つたに違いない。一六世紀の、就中、その後半における、英國とハンザの對立拮抗のいきさつを觀れば、この間の事情は自ら明らかとなるであろう。それは、成長しつつあるものと減びつつあるもの、新しきものと古きもの、近代國家と中世都市國家との争であつた。保險事業においても、事情は全く變らない。外國商人の手から解放されて、主體性を確立した英國保險業が高々と中外に宣した獨立宣言こそ、實に、このエリザベス女王の保險法であつた。

けれども、これは、ただ、これまで外國商人の營んでいた海上保險事業の主權が、英國商人の手に移つたことを意味するにすぎない。その本質——前期的資本の營む前期的保險であるという——においては、そこに何等の變化も認められない。その原則において、その引受方法において、全くロンバートのそれを踏襲したにすぎなかつた。

海上保険を引受けていたのは、金匠 (Goldsmith)・高利貸・私的銀行業者・兩替商・商人等の前期的資本及び一部の一般市民である。一八世紀の中頃まで、保険事業はまだ分離獨立しておらず、海上企業の一部と見做されていた。即ち商人や金融業者が、本業のかたわら、副業として、各自の店先や居酒屋・コーヒー店・取引所等においてアンダーライターしていたのである。一八世紀には、貿易業と海運業が漸く分離しはじめていたが、保険業でも殆んど時を同じうして、これを主業 (chief concern) として営む者が現われた。一七二〇年設立された二つの特許保險會社 (London Assurance Corporation 及び Royal Exchange Assurance Corporation) の特許狀が幸いし、また他方、經濟的發展の影響をもうけて、従来の商人保險者 (merchant insurer) とは力點を異にする所謂アンダーライター (underwriter) が出現したのである。即ち、一八世紀は、保險業が商業や金融業から分化し獨立する過程の世紀であつた。

近代的保險が、海上保險を全面的に掌握したのは、資本制的生産様式が社會の再生産過程を全機構的に把握した一九世紀初頭のこととぞくする。それまで、英國の保險業は前期的資本の營むところであり、したがつて、當時の保險にはこの前期的資本のもつ諸特性が、直接且つあらわに反映されており、いきおい、今日の保險とは著しく異つた様相をおびていた。

註 初期の英國保險證券には、みな、この保險證券は『ロンドンバート街で、かつて作成された最も確實なる書面又は、保險證券』と同じ效力と信用をもつ、と明記しており、また、英國商人は、すべて、ロンドンバート街に行われている慣習にしたがつて、引受事業にあつてゐた。(William Cow, *Marine Insurance*, 権名幾三郎譯 海上保險、寶學館、大正十一年五頁、及び H. E. Keynes, *A History of British Insurance*, London, 1950, pp. 29-32, 及び p. 38)

(1) この間の事情については、

Frederick Martin, *The History of Lloyd's and of Marine Insurance in Great Britain*, London, 1876, pp. 8-11.

に詳し。

1 金匠とイングラント銀行

クロムウエル革命の頃まで、イギリスには、本來の意味における國民的銀行はなかつた。金融業は、主にユダヤ商人やイタリア商人の獨占するところであり、國王をはじめとする封建的支配者層は、國內に住むこれら外國商人を通じ、或は彼等が派遣する大陸駐在の財務官を通じて、直接間接に外國の銀行と結びついていた。

一六四〇年、財政的窮地に陥つたチャールズ一世は、突如、ロンドン塔内にある造幣廳を襲ひ、内外商人が依頼保管中の四萬ポンドの財貨を沒收した。これは商人達に大きな衝撃を與え、爾來、彼等は政府を信用せず、その財貨を金匠に預けるようになる。一六七六年に出版された『*The Mystery of the new fashioned Goldsmiths or Bankers*』によれば、すでにクロムウエル時代以降、市の商人達は金匠に金銀寶石を預けており、これに對して金匠の發行する預り證は、『*Goldsmiths' note*』の名のもとに、恰も貨幣の如く手から手に流通していた。金匠や高利貸達は、また、租税や地代・貢納物等を擔保として、王侯貴族や小生産者層に、貨幣を貸付けて高利を貪り、國家財政或は封建的支配機構を通じて、剩餘生産物の大部分を吸い上げた。例えば、

『イギリスのチャールズ二世は、また『金匠』（銀行業の先驅者）にたいし、法外な高利と打歩、二〇%乃至三〇%を支拂わねばならなかつた。かくも有利な取引によつて、金匠達は國王にますます多くの前貸をなし、總租稅收入を先取し、貨幣に關するあらゆる議會協議をそれが爲され次第に擔保にとり、また、互に競つて、手形や支拂指圖書や割符を購入したり、擔保に取つたりしうるようになったのであつて、現貨には、いつさいの國家收入が彼等の手を通過した。』

商業が發達するにつれて、前期の高利貸資本の實力と地位ならびに信用は高まり、その双生児たる前期的商業資本と共に、それは、古い生産様式に寄生して、ますます巨額の貨幣財産を蓄積する。當時の保險業もまたこれら前期的資本の營むところである。一體、前期的資本が支配する社會の利子率は、貨幣需要者の支拂能力を上限とする、法外に高いものであつた。したがつて、一般利子率が存在しなかつたのは言うまでもない。例えば、イングランド銀行が設立された頃は、二五%から三〇%の間を上下していた。保險においても事情は全く同様であつて、同一のリスクについても、保險料は引受者によつてまちまちであつた。

一七世紀は、アンシャン・レジームに對し、より適切にいえば、それがよつて立つ經濟的基盤たる、前期的資本に對し、産業資本が積極的に挑戦した世紀である。オランダでは、一六一八年の革命に失敗したが、イギリスではピューリタン革命に成功した。世界の支配的國家としてのオランダの衰微、及び、英國トーリ黨の衰退は、いずれも前期的商業資本の、産業資本への從屬の象徴である。産業資本の躍進とともに、高利貸資本——舊生産様式を自己存立の前提條件として維持しつゝ、これに寄生して資本制的收奪を遂行する——に反對する聲が高まつてきた。

J・チャイルド(Sir J. Child)やイングランド銀行の創立者W・パターソン(William Paterson)の高利反對がそれである。イングランド銀行設立の案が發表されるや、金融市場を獨占し、法外の利益を一手に收めていた前期的金融業者は、猛烈な反對運動を展開し、精力的に妨害工作を行う⁹⁾。けれども、これらの抵抗にもかかわらず、すでに政治的足場を固め終えた産業資本の壓力及び王室の要望から、イングランド銀行は、一六九四年、遂に、その創立を見た。ここに、近代の金融機關が、從來の前期的金融業に取つて代わり、國家財政と密着するにいたる。さらに、公債制度や證券・銀行券の發行・爲替・手形の取引等を通じて、それはまた次第に英國經濟に滲透し、これを支配するよう

になる。

一七世紀後半から、一八世紀初頭にかけて、次第に、イギリスはオランダを、ロンドンは阿姆斯特ダムを凌駕する。つれて、英京ロンドンに商工業・貿易業・金融業等の世界的中心地となり、いざよい、保険業の焦點も阿姆斯特ダムを去り、ドーヴァをこえて北のかたロンドンに移る。

イングランド銀行は、ルイ一四世と戦うウイリヤム三世に對し、百二十萬ポンドの軍資金を貸付けた。その利子は、實に、年十萬ポンド⁴⁾。この銀行の出資者は、政治的にはホイッグ系・經濟的には産業資本家である。こうして、ここに王室(國庫)とイングランド銀行(近代的金融機關)の間に密接なるつながりが出来あがり、ために、金匠・高利貸資本等の前期的金融業者は、この利潤多き沃土から排除された。あまつさえ、イングランド銀行が、一般市民及び商人に對しても、低利融資を開始するに及び、高利貸資本の活動分野は益々狹隘となつてきた。これは全く致命的打撃であつたので、『すべての金匠や質屋は憤怒の叫び聲をあげた。』(マコレー、英國史)。憤怒の叫び聲をあげつつ、彼等が試みた反撃は悉く失敗に終る。産業資本がすでに政治的勝利を収め、資本制的生産様式が着々前進しつつあつた當時の英國においては、かかる時代逆行的試みは所詮、亡びつつあるものの儂き抵抗にすぎなかつた。發足の當初になめた幾多の諸困難にもかかわらず、イングランド銀行は次第にその地歩を固め、やゝおくれで誕生した(一六九五)スコットランド銀行とともに、遂に英國經濟中樞的分野を掌握するにいたつた。

けれども、それは直ちに高利貸資本の消滅を意味するものではない。むしろそれは、資本制的生産様式に適應せしめられつつ、後進的部門、停滞的部門において——近代的金融業が營まず、またタッチし得ぬ領域において——生殘し活躍する。最も有利な投資市場を失つた高利貸資本・貨幣取扱資本は、商業資本とともに、その本業を營みつ

つ、他方、近代的金融機關が掴み残した領域たる、保険引受事業にも従事して利殖していた。一七・八世紀の英國海上保険が、すぐれて、前期的色彩を帯びる所以である。

一七二〇年には、かの二大特許保險會社の設立をみたが、これは設立者の意圖並びにコーヒー店を根城とする個人保險業者(Private Underwriter)の懸念とは全く逆に、他の保險會社の設立を禁止している件の特許狀は、皮肉にも、前期的資本を操るこれらの個人保險業者を保護育成する結果となつた。一八一〇年、議會特別委員會の席上、ロイツ代表にして下院議員たる Joseph Murray の證言によれば、二大保險會社の營業實績は甚だ低く、ロイツに據る個人保險業者の千五百人のそれに比して、言うに足りぬ少額であり、しかもそれは、所謂“regular risks”のみをかぎつて引受け、“cross risks”は敬遠していた。¹⁾

一九世紀の初頭にいたるまで、英國海上保險事業は、主に前期的資本が掌とする前期的保險であつた。次に我々は、保險者の性格について検討してみよう。

- (1) * John Francis, *History of the Bank of England*. London. 3rd. ed. p. 28.
* A. Dauphin Mennier, 若田 近澤陽氏譯 銀行の歴史「ノット」文庫 p. 104.
- (2) J. Francis, *ibid.*, p. 31. 資本論 長谷部文雄譯 青木書店 第三部 第四冊 vol. II. p. 849.
- (3) J. Francis, *ibid.*, pp. 55—6.
- (4) Harold E. Raynes, *A History of British Insurance*. London. 1950. p. 34.
- (5) J. Francis, *ibid.*, pp. 56—7.
- (6) * W. Cunningham, *The growth of English industry and commerce in modern times*. Cambridge. 1903. p. 420.
* A. D. Meunier, *ibid.*, pp. 104—106.
- (7) F. Martin, *ibid.*, pp. 236—8.

2 商人保險者 (Merchant Insurer)

前期的資本が存在するためには、『單純な商品』及び貨幣流通に必要な諸條件以外には何等の條件も必要でない』のであつて、商品がどんな生産様式で生産されたかは問わない。そこでは、資本制的生産様式が、社會の再生産過程を全機構的に把握しておらず、流通と生産とが相互に分離し獨立し自立している。この色彩が濃厚であればあるほど、前期的資本は優勢である。蓋し、『商人資本の自立的發展は資本制的生産の發展度に逆比例する』からである。

前期的商人資本と高利貸資本とは双生兄弟である。商人資本は流通の兩極にある生産物を交換することによつて、これを流通にまき込み、生産物の商品化を促進し、商品經濟・貨幣經濟の擴大深化をもたらす。即ち生産された商品の運動が商業を形成發展させるのではなく、その逆である。商業の發達は、それが媒介する兩極たる生産者をもますます貨幣經濟の深みに引きこみ、外延的にも内包的にも次第に市場を擴大し、以て國內市場の形成確立に進む。また一方、近代國家の出現によつて、及び、地代・租稅・貢納物等の金納化に伴い、封建的支配者層ならびに小生産者の側にあつては、貨幣の常時的缺乏狀態が生ずる。この傾向は、商品形態が生産物の一般的形態であることが少ければ少いほど、ますます著しい。ここに高利貸資本の存在理由があり、高利抽出の可能性が横たわる。高利貸資本は、これらの貨幣需要者に對し、貨幣を貸付けては高利を食ふ。貸付けられたこの貨幣は、商人資本の活動範圍を直接的に擴大し深化する。商品經濟・貨幣經濟の發達は、更に再び、高利貸資本に市場を提供する。兩者はかく因となり果となり、相倚り相伴いつつ、機能し、前進し、相互依存・相互促進の關係を保ちつつ進

のみならず、商人資本と高利貸資本は直接に同一の個別資本に結合される必然性をもつ。前期的商人資本の循環形式は $G \rightarrow W \rightarrow G(G + \Delta G)$ である。それは産業資本 $G \rightarrow W \dots P \dots W' \rightarrow G'$ の如く生産過程をその中に含んでいない。流通過程の諸々の極は流通過程に對し、また、流通過程はこれらの兩極に對して自立したままである。したがつて、産業資本とは異り、商業資本の運動は、不連続的且つ不規則的である。あまつさえ、交通・運輸・通信機關及び信用制度の未發達、及び、天候・暗礁・潮流・海流や港灣設備の不備等による自然的危険、更にまた、戦争・海賊・追剥・關稅・掠奪・差押等の社會的危険に災されて、この傾向は一層拍車をかけられ、ために、商取引は當座的・間歇的・投機的・偶然的となる。ここでは、今の如き體系的商取引は行われぬ。

商人資本の運動は $G \rightarrow W \rightarrow G(G + \Delta G)$ であるが、商人資本は G を $G + \Delta G$ に増殖することがその自立的目的であつて、購買 $G \rightarrow W$ 及び、販賣 $W \rightarrow G$ は一般的社會的形態での富の増殖を志向して行われる手段にすぎない。即ち『交換價値の自立的形態たる貨幣が出發點であり、交換價値の増殖が自立的目的である。』したがつて、『生産諸部面の社會的組織の如何を問はず、その商品交換を媒介する商人の財産はつねに貨幣財産として實存』し、安定せんとする天性をもつ。ゆえに、商人資本の運動が中斷すれば、そのたびごとに、貨幣が商人の手許に沈澱することになる。この貨幣は、勿論、死藏されるのではなく、資本が本來もつ増殖衝動によつて、それは運動し、投資されねばならぬ。他方、封建的支配者ならびに小生産者層の側にあつては、貨幣が常時的に缺乏している。そこで、沈澱貨幣は、これら貨幣缺乏者に對し、彼等の支拂能力及び抵抗力を限度とする高利を以て貸出される。王侯貴族が強制的借款を行うことも珍らしくなかつた。しかも、これらの高利貸付による債務は、しばしば

現物形態を以て支拂われた。したがつて、これを販賣し、貨幣化するためには商業に頼らねばならない。ここに商人資本と高利貸資本〔循環形式は $G-C(G+G)$ 〕とが一個別資本の中に一體として結びつく必然性が生ずる。また事實において結合していた、例えば、Fuggar 家、Welsar 家、Hochstetle 家、Hang 家、Imhof 家、Medici 家、Peruzzi 家がそうであり、また我邦の三井家、鴻池家、島井家等がそうである。

こうして、商人は同時に高利貸であり、高利貸はまた商人であつた。(重點がいづれにあるかは、もちろん、個々の資本家によつて異なる) これら商人金融業者が、保険引受事業にも密接に關係していたことは斷わるまでもない。保険はその技術的仕組に於て、賭博と一脈相通するものがあり、詐欺に利用される可能性も大きい。それがもつ射倖性は、前期的資本が本來的にもつ賭博性・投機性・詐欺性ともよくマッチし、しかも、ブローカー(Broker)を仲介とする共同保険による、小額の當座的・任意的引受の仕組を取つたために、また、投資對象の乏しい當時の事情にも影響せられ、商人金融業者達が進んで引受にあたつたのである。

保険引受業は、まだ、専門化乃至特化していない。商人金融業者が、本業のかたわら、アンダーライト(underwriter) してゐたのである。だから商人保険者(merchant insurer, merchant underwriter)とよばれた。保険を専業とするの一分枝であり、商人・高利貸・金匠・兩替商等はいうまでもなく、船長・上乗人・船員等が、さらに海上企業に雇われている書記達やその他一般市民にいたるまで、小額をかぎつて、引受に署名してゐたのである。

一八世紀初頭、貿易業と海運業の分化の筋に次いで、保険事業が海上企業より分離する徴候が現われた。兩者は、この世紀に相携えて、漸次的分化の過程を辿つていく。一七二〇年頃は「獨立した職業としての保険事業は、全く

新しき事業 (an Innovation) であつた。以前は、用心深き、斯業に通曉した商人達自身 (traders themselves) が唯一の保
險者 (the only Insurers) であつた。』(特許保險會社設立に關して、一七二〇年、檢事總長が議會に提出した報告書。Attorney
Generals Report of march. 1720/19)

商人保險者はその事務室やロイヤル・エクスチェンジ (Royal Exchange) 更に、居酒屋 (一六世紀) コーヒー店 (一七
八世紀) ヤケラン (一八世紀) で署名していた。そして、今日の如く、保險者と被保險者がはつきりと人格的にも、資
本的にも分離し獨立していたのではなく、兩者は一人格の中に、一個別資本の中に結合していた。商人は自己の船
舶・貨物については、被保險者であるが、他人の危險に就いては保險者として機能する。例えば、『Marc Genil は
或公判には保險者として出廷し、他の公判には被保險者として現われた。』この頃の保險者は、『言葉の近代的意
味に於ける眞の商人であつた。』しかもそれは『相互保險ではなかつた。』即ち商人が被保險者であると同時に保
險者であつた。このことは、きわめて重要なことである。この様相は、前期的資本が支配的であればある程ま
す濃厚である。『アンダーライターは彼等自身また商人であつて、或る時は、商業に従事する同僚達から、その船
舶や貨物を保險してもらうのである。』そしてそれは、一定の金額を引受ける商人達からみれば、『保險は商業上
の冒險 (mercantile adventure) の分擔及び危險分散の方法と考えられていたのである。』これは、かの中世における
船舶共有組合の仕組と軌を一にするものであるが、しかし、これらはもちろん、倫理的な相互扶助ではない。利潤
がその自立的目的であつて、相互扶助的形態は、この目的を實現するために、期せずして形成されたものにすぎな
い。航海が困難であり、船舶や貨物が危険であればあるほど、それだけますます安全性が要求され、その結果、こ
うしたシステムが自ら出来上がったのである。

専門的獨立的保險業者が居らず、商人が同時に保險業者であつた例は史實に乏しくない。例えは、英國で一昔古の保險證券 (20th Sept. 1547, *Marsden*, Vol. II, p. LXXV) では、ヴェニス11の船 *the Santa Maria* を二人の英商人が引受けているが、その一人が、"I William Maynard, mercer, am content to assure.....for twenty five pounds" と自著している。また John Bernard は商人であつたが、十五年以上、被保險者として及び保險者 (both as assured and insured) として船舶の保險に關係していた。彼の證言によれば、ロンドンには『船舶や貨物の引受を行う令名高き人々が約一〇〇人いた。歐洲の各地から、多くの人々が、保險をかけるためにロンドンに集つて來たが、私はしばしばこれら異國商人の保險者となり、.....引受けた』(Special Report by Committee B. M. 357, b. 3/30)。これは一六九〇年のことである。更に John Gresham (Thomas Gresham の弟かと思われ) は吳服商兼保險商人であつたが、一五五九年、EII 號に就いて二五ポンドの引受に署名している。ロビンソン・クルソーを書き、『旅行記』を物したグニエル・デフォー (Daniel Defoe 1659?—1731) はまた保險に就いても貴重な記録を残している。一六九三年、英國のスマイルナ船隊が Lagos 灣で提督トルヴィルの率いる佛海軍によつて、或は撃沈され、或は捕獲され、一網打盡の大損害を受けた。ために商人保險者達 (merchant underwriters) は致命的打撃を蒙り、多くの破産者が出た。デフォーによれば、『信じられぬくらい無数の船舶が』沈められた。『その損害は、主に王國の貿易業界 (trading part) に降り注いだ。その中でも商人達の上に、そして更に、商人達の中でも保險者として最も卓越した人々の頭上に降りかかつた』ので、この商人保險者を救済すべく一六九三年十二月九日、商人保險法 *the Merchant Insurers Bill* が下院に提出された。この法案には、損害をうけて破産に瀕した商人保險者の名が連記されていたが、この名列の中にデフォーの名も追記されている。12 彼は肉屋に生まれ、コーンヒル (Cornhill 保險業の中心ロンドンバート街に近い) でメリ

ヤス商を營み、煉瓦屋を開き、また貿易業(對スペイン・ポルトガル)にも従事していた。¹⁵⁾ 商人デフオーもまたこのスミルナ船隊の保険者であつたのである。序ながら、この法案は下院を通過して上院に送られたが、否決され、ために、多くの商人保険者が破産した。ニューゲート(Newgate ロンドンの刑務所)、三回、サラシ臺三回、破産二回といわれる彼の刑歴のうち一つはこの時の刑罰かもしれない。その他、多くの例がある。ロイツの創立者、John Julius Angstein が一八一〇年の議會證言に、『アメリカのリスクはアメリカ人に』提示する方がよい。『アメリカのリスクをポルチック商人(= Baltic merchant)に提示しても効果はあがらない』と述べていることから明らかであろう。また、Geo. Sheldon は商人であつたが、十三年間ロイツに出入するアンダーライターであつた。¹⁷⁾ さればこそ、Francis Bacon (1561 ~ 1621) の筆になるかのエリザベス女王保險法が、前文に『保險業は、太古以來、内外の商人達の間に行われていた慣習であつて……time out of mynde an usage amongst merchants, both of this realm and of foraine nations;……』と云うた所以である。¹⁸⁾

ロンドンの保險市場で、保險の引受に従つていたのは、國內のこれら前期的商人保險者のみではない。外國商人にして、或は直接自ら、或は代理商をして間接に、危險の引受に當る者もいた。J・J・アンガーシネタインの前記證言はそれを示す。のみならず、一般市民、即ち小錢を蓄積した船長・船員・書記達及び老人・寡婦達か、投資對象が乏しく、預金制度もないままに、また投機的・賭博的興味も手傳つて、小額のラインを引受けていたことも亦、議會における證言より明らかである。¹⁹⁾

Stow の Survey of London によれば、商人達は一日二回、ロンドン・バート街に來り會して情報交換を行い、保險の引受・支拂其他の賣買を行つていた。²⁰⁾ 後には Royal Exchange がこれに充てられる。世紀が進むにつれて、保險

の取引は居酒屋 (tavern) からコーヒー店へと移る。ここでブローカーを仲介として、保険が前期的商人保険者達によつて引受けられていたのである。商人保険者が危険を引受ける方法に二通りある。一つは冒險貸借であり、今一つは共同保険である。

- (1) 資本論、長谷部文雄譯 資本文庫 (9) 四六二頁
- (2) 資本論、同上 四六六頁
- (3) 資本論、同上 四六五頁
- (4) 資本論、同上 四六三頁
- (5) Leo Huberman 小林、雪山譯 資本主義の歩み 岩波新書上一〇七頁
- (6) F. Martin, *ibid.*, p. 52.
- (7) C. E. Fayle, *A Short History of the World Shipping Industry*. London, 1933, pp. 207—9.
- (8) C. Wright and C. E. Fayle, *ibid.*, pp. 55—6.
- (9) C. F. Trenergy, *The origin and early History of Insurance*. London, 1926, pp. 273—4.
- (10) H. Raynes, *ibid.*, p. 35.
- (11) H. Raynes, *ibid.*, p. 30.
- (12) H. Raynes, *ibid.*, p. 99.
- (13) C. Wright and C. E. Fayle, *ibid.*, p. 35.
- (14) H. Raynes, *ibid.*, pp. 98—9.
- (15) エンネー 野上譯 コモソソソ・スルソソソ 岩波文庫 (一) 昭二六、五一—六頁
- (16) H. Raynes, *ibid.*, pp. 181—2.
F. Martin, *ibid.*, p. 242.
- (17) H. Raynes, *ibid.*, p. 180, p. 182.

(9) F. Martin, *ibid.*, p. 33.

(10) F. Martin, *ibid.*, p. 102.

H. Raynes, *ibid.*, p. 323.

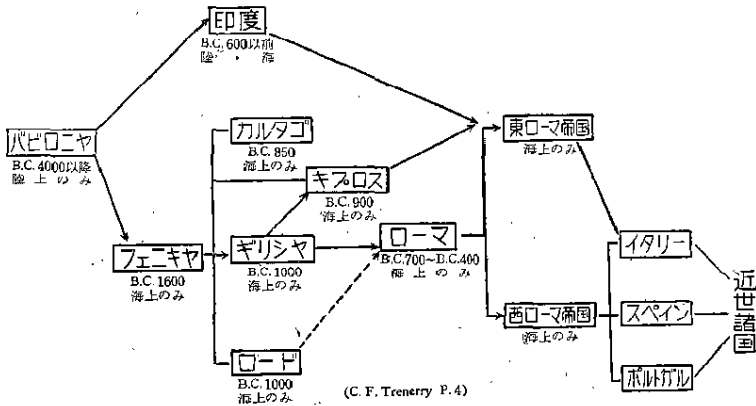
(11) H. Raynes, *ibid.*, p. 35.

3 冒 險 貸 借 (Bottonry)

資本制的生産様式が支配する以前の時代に、高利貸資本が實在する一つの特徴的形態に冒險貸借 (Bottonry, Bottonry) がある。

冒險貸借とは、航海の開始に先立つて、多くの場合、貿易業者であると同時に海運業者でもある商人(兼船主兼船長)が、船舶や貨物を擔保^註として、一定の金額を借り入れ、艤装や貨物の買付・積荷をする。船舶或は貨物が無事に目的地に到着すれば、借手は元金及び豫め約定された附加率(利子率+危険率)を以て、元利合計相揃え返済する。しかるに若し、船舶・貨物が途中遭難し、滅失したるときは、債務者(貿易業者)は、利子はいうまでもなく、件の元金さえも返済する義務を負わない。こういう條件附の消費貸借である。船舶を擔保とするものを Bottonry (狭義)といひ、貨物を擔保とするものを Respondentia といふ。

冒險貸借は、見られる通り、古くから存していた。ロード海法には、すでに、これに關する規定がある。ハーゼブレック (Johannes Hasebroek) によれば、『金主の與える信用がなければ、如何なる船舶もナウクレオス(自ら船舶を所有し運航する貿易商人)もエムボロス(貿易商人)も商業航海を行うことは不可能であつた』ので、ギリシヤの商



人達は専ら冒険貸借によつて、資金を調達していた。ギリシヤの『エムポロイに關する一切の立法は、悉く冒険貸借業を保護するための立法』であつたほどである。

今日の保険料は前拂制を取り、保険金は保険事故が発生した後を支拂われる。したがつて、事故が発生して、保険金を受領した者も、すでに若干の保険料を拂込んでいる。しかるに、冒険貸借においては、保険金に相當する金額が、すでに、航海に先立つて支拂われており、他方、保険料に相當する超過分は、事故が発生しなかつたことが確定した後、しかも災禍を逃れた者のみが支拂う。超過部分は、通常の利子に保険料がプラスされたものである。この保険料の中には、罹災者の保険料に相當する分も含まれている。

冒険貸借はすぐれて投機的貸借である。利子率はさわめて高い。高利貸付はいうまでもなく高利であるが、冒険貸借は更にこれに危険料が加わつて、法外に高い利率となる。借手の支拂能力のみがその限度である。そしてその支拂能力は、彼が地域間の價格差を利用して抽出する讓渡利潤によつて規定される。ギリシヤでは三

六% (通常の利子率は一〇%—一八%)³⁾であつた。ローマでは、ユスティニアン帝 (Justinian) の A. D. 533 年の法令で、一般の利子は六%に制限されたが、冒險貸借 (Pecunia Nauticum) にはその特殊性にかんがみ一二%の利率を認めた。またマルセイユを根據地として、東邦貿易事業に従つていたアウグスブルクの商人 Melchior Manlich はメミンダの商人 David Detschkofer から約二〇回にわたり冒險貸借をしているが、その利子率は二六%から三二%の間を上下しており、平均三〇%であつた。⁶⁾

冒險貸借は詐欺に利用される可能性大きく、また事實、これに關する詐欺事件が頻々に起こつた。これもまた前期的資本が本來身につける性格の反映である。超過貸借を行い、約定の貨物を積まず、安價物を積込んで欺瞞し、或は重復冒險貸借を行つた上、船舶を故意に沈没・坐礁させ、或は放火するのである。海務院書記ペピス (Samuel Pepys 1633—1703) によれば、或船長は船舶・貨物合せて五〇〇ポンドの (保險) 價額に對し、二回の重復且つ超過冒險貸借と、保險により、三〇〇〇封度の契約を行つた上、詐欺を企て、船舶を計畫的にフランス海岸に擱坐させた。しかもバターの積むと稱して獸脂を積付けていた。(Diary, 30 Nov. and 1 Dec. 1663)。こうした犯罪を防止すべく、古來幾多の立法的措置が構ぜられている。古くアテネの『市場法』がそうであり、またリューベック條例 (Recessus of Lübeck) の第六章は「冒險貸借に關する詐欺行爲が、連日の如く惹起している」ので、嚴重なる取締規定・罰則を設け、金額・貸借方法等に制限を加え、違反者は、財産沒收・投獄さらに惡質なる者は死刑にさへ處した。³⁾ギリシヤの『市場法』にも死刑の規定がある。⁴⁾

冒險貸借には、資金調達と危險轉嫁の機能がある。時代を遡れば遡るほど前者の色彩が濃く、世紀が進むにつれて後者の機能が強く現われる。ギリシヤ時代には、貿易商人達は、全く無資本であつたので「金主の與える信用が

なければ……商業航海を行うことは不可能であつた。』そこで資力の乏しいナウクルロス達は、金融業者達から融資を受けて、貿易に従事していた。經濟が發達するにつれて冒險貸借も變質する。即ち、貿易業者の手許には次第に、貨幣財産が蓄積され、商人は自己資金を以て事業を營み得るようになる。他方、金融業者の側にあつても、貿易業者の度重なる債務不履行・詐欺・瞞着にはほとほと懲りて、資金の融資は行わずに、ただ、保険料を取得して危険を引受ける仕組を歡迎するようになる。ここにおいてか、冒險貸借の内部に龜裂が生じ、資金融資の機能が放棄される。保險貸借、これである。

これは、契約の當事者が冒險貸借契約を取結ぶと同時に、債權・債務を逆さにして消費貸借を締結するのである。したがつて、契約時に、金錢の授受は行われぬ。航海が失敗すれば、冒險貸借契約が消滅し、消費貸借契約のみが残る。ここに、約定の金額がはじめて、現實に、消費貸借の債務者（金融業者）から債權者（貿易業者）に支拂われる。これは、明らかに保險金的性格と形態をもつ。航海が無事息災に成功すれば、冒險貸借の利子（大）と消費貸借の利子（小）の差額が、金主に支拂われる。いわば、後拂の保険料である。保險貸借は中世の利子禁止法とも相絡んで、更に假想買賣契約に前進する。保險者Aは海上企業者甲よりその航海前に船舶貨物を買取る契約をする。但し、契約の効果は、船舶積荷が沈没・滅失したときのみ現われ、Aは甲に對して約定の金額を支拂う。航海が無事に終れば、契約は自然解消となる。契約に際しては、當初に於て手附金が甲からAに支拂われる。保険料前拂に質的轉化を遂げたわけである。斯うなれば、もはや Bottomry の痕跡はなく、それはむしろ近代の保險の臭が強い。これを、したがつて、准保險 (quasi insurance) といふ。また Premium Insurance ともよんだらう。この Premium Insurance は必ずは一四〇〇年頃、バルセロナでは一四三五年以前にあらわれた。そして、ロンドン・ピ

冒険貸借から准保険への形態的發展

(佐渡實平著保險學講義有斐閣 p. 18)

冒険貸借

准保険

貸借(船舶、積荷を擔保として)……→賣買(船舶、積荷を對象として)

利息(後拂)……→手数料(前拂)

貸主(金融業者)……→買主(金融業者)

借主(貿易業者)……→賣主(貿易業者)

金錢の授受……→金錢の授受

(貸借契約成立と同時に
即ち出航前に)

(漁上事故の發生したときにかぎり賣買
代金の支拂という形でおこなわれる。)

元利の返済……→元利の返済

(船舶・積荷が安全に目的地
に到着したときのみ行う。)

(元利の返済ということは行われたい。
船舶積荷が安全に目的地へ到着したと
きも何等支拂イがない。)

者である。"Bottomry"なる用語は、

一五九三年、海事裁判所に提訴された Franchiotte v. Schroder 事件におい

サ間のプレミアムは、天候・季節・社會的危險に應じて、一二%から
一五%であつた。¹¹⁾

こうして、冒険貸借は、保險に質的轉化を遂げた。世紀が進むと共
に、保險はますます發達してくる。冒険貸借よりすぐれているからで
ある。それに反比例して、冒険貸借は漸次衰退の道を進る。けれども、
それは一朝一夕にして消滅するものではない。保險と併存して、一六
世紀から一八世紀を貫き、さらに一九世紀にいたるまで、商人の間に、
殊に資金調達に不便な地では、依然として行われていたのである。こ
のことは、例えば、冒険貸借を認めている、一八一一年のロイズ訓令
(the letters of Instruction to Lloyd's Agents)、また、一八二四年六月二四日
の特許廢止法、によつても明らかである。¹²⁾

英國の最初の冒険貸借は、現存する記録に關するかぎりでは、一五
三六年のものであるが、この頃は、爲替の役割をも果していたよう
である。スペインで、代理店から船舶・貨物について冒険貸借を行
い、ロンドンで返済する、或はその逆を行えば、現實的には爲替の機能を
果しているからである。¹³⁾ 契約の双方ともに、例の商人乃至商人金融業

ではじめて見られる。¹⁴⁾ 航海の困難・信用制度の不備・保険制度の未發達、また無資力なる海上企業者の資金調達等々の事情から、一六・七世紀には可成り——支配的ではないにしても——普及していたものと思える。『Royal Exchange の事務所て……冒險貸借による貸付を行う』旨の the city mercury 紙 (No. 204, 1st Jan. 1680) の、及び其後數度にわたる廣告、既述のヘビスの日記 (Diary, 30th Nov. 1663)、さらにシホクスピアのテムペストや同時代の Ben Jonson の言及によつても、思い半ばにすぎぬものがある。¹⁵⁾

けれども、株式による資金調達の方法が發達普及し、通信・交通・運輸・信用機關が高度に發達完備している今日にあつては、そして何よりも先ず、産業資本が決定的に經濟の全機構を掌握している現代にあつては、もはや冒險貸借はその存在の基盤をもたない。僅かに、佛・獨の法律に痕跡を留めるのみで、今日では、全く行われていない。⁵⁾

冒險貸借は、いふなれば、一對一の保險關係に立つといえよう。それは、次に豫定されている共同保險とは、形態に於ても本質に於ても全く異なる。しかしながら、いづれも、契約の兩當事者が前期的商人高利貸資本家であるという點に於ては、前期的なものであるという點においては、全く變らなす。

註 我國の抛銀は冒險貸借と酷似するが、これは全然無擔保である。(柴謙太郎、抛銀とは何、海上貸付か、コメンダ投資か、經濟史研究、第四十六號昭八、一四頁)

- (1) W. Macleay, *The law of the sea*. London, p. 50.
- (2) J. Haselrook, 原、市川譯 都市國家と經濟、創元社、昭一八、pp. 15—16, p. 361 頁。
- (3) J. R. V. Merchant, *Commercial History*. London, p. 42.
- (4) H. M. Grey, *Lloyd's*, London, p. 12.

- (5) 大塚久雄著 近代資本主義の系譜上 弘文堂、昭二六。二八—九頁
- (6) C. Wright and C. E. Fyfe, *ibid.*, p. 10.
- (7) J. Hasebroek, 原、市川譯 前掲書 三六一頁以下
- (8) F. Martin, *ibid.*, p. 5.
- (9) J. Hasebroek, *ibid.*, p. 365.
- (10) J. Hasebroek, *ibid.*, pp. 15—16.
- (11) Cunningham, *ibid.*, p. 489, 及び footnote.
- (12) F. Martin, *ibid.*, p. 286, pp. 298—9.
- (13) H. Raynes, *ibid.*, pp. 36—8.
- (14) H. Raynes, *ibid.*, p. 37.
- (15) F. Martin, *ibid.*, p. 59.
- (16) C. H. Herford, *The Work of Shakespeare*. N. Y. 1902. vol. IV. p. 465.

Gonzalo のセリモノトシテ

“…… which now we find each *putter-out of five for one* will bring us good warrant of ……”

(the Tempest, Act III. sc iii.)

- (17) G. Unwin, *Studies in Economic History*. London, 1927, p. 325.

“…… of those that put out monies, on return from Venice, Paris or some island passage for six times to and fro,”

(Ben Jonson, Epigrams. No. cxxiii.)

文獻に類出する古文書の解讀にあたって、御世語になつた、カリフォルニア大學助手 Charles David Sheldon 氏に亘く御禮申上げます。

一九五四、三、一四。